農林水産大臣が定める農林物資の格付又は格付の表示に関する記録の保存期間の一部を改正する件 新旧対照表

○農林水産大臣が定める農林物資の格付又は格付の表示に関する記録の保存期間(平成28年6月1日農林水産省告示第1271号)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改正前
日本農林規格等に関する法律施行規則第48条第1項第1号ニ(11)(iii)の主務大臣が定める農林物資の格付又は格付の表示に関する記録の保存期間	農林水産大臣が定める農林物資の格付又は格付の表示に関する記録の保存期間
日本農林規格等に関する法律施行規則 <u>(令和4年財務省・農林水産省令第3号)第48条第1項第1号ニ(11)(iii)</u> (同規則第71条において準用する場合を含む。)の <u>主務大臣</u> が定める期間は、次の各号に掲げる農林物資の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。 -~五 (略)	日本農林規格等に関する法律施行規則 <u>第46条第1項第1号ニ(11)(iii)(同令第65条</u> において 準用する場合を含む。)の <u>農林水産大臣</u> が定める期間は、次の各号に掲げる農林物資の種類に 応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。 一〜五 (略)